

ID: 192

担当部署: まちづくり部 土木公園課

処分の概要	行為の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	東大和市都市公園条例 第4条第1項及び第3項		
例規番号	平成10年条例第17号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第4条の規定による。</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第4条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売、飲食の営業、募金その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) 業として写真又は映画の撮影を行うこと。</p> <p>(3) 興行を行うこと。</p> <p>(4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間及び時間、行為を行う場所又は公園施設及びそれらの面積、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽易な変更については、この限りでない。</p> <p>4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。</p> <p>5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 194

担当部署: まちづくり部 土木公園課

処分の概要	使用料の免除		
例規名 根拠条項	東大和市都市公園条例 第11条第2項		
例規番号	平成10年条例第17号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第11条及び東大和市都市公園条例施行規則第7条の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 第4条第1項若しくは第3項の規定により許可を受けた者又は法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項の規定により許可を受けた者(以下これらを「利用者」という。)は、別表に定める区分により使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 市長は、公益上必要がある場合その他規則で定める理由があると認めるときは、利用者の申請により使用料を免除することができる。</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第7条 条例第11条第2項の規則で定める理由は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 国又は公共団体が利用するとき。</p> <p>(2) 学校、幼稚園その他公共的団体が利用するとき。</p> <p>(3) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人が利用するとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。</p> <p>2 条例第11条第2項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、あらかじめ都市公園使用料免除申請書(第17号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認又は不承認の決定をし、都市公園使用料免除承認・不承認決定通知書(第18号様式)により申請者に通知するものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 195

担当部署: まちづくり部 土木公園課

処分の概要	使用料の返還承認		
例規名 根拠条項	東大和市都市公園条例 第12条ただし書		
例規番号	平成10年条例第17号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第12条の規定による。</p> <p>(使用料の返還)</p> <p>第12条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(1) 使用者の責めによらない理由で利用ができなくなったとき。</p> <p>(2) 都市公園の管理の必要上利用の許可を取り消したとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がやむを得ないと認めたとき。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 198

担当部署: まちづくり部 土木公園課

処分の概要	保存樹木等の指定		
例規名 根拠条項	東大和市みどりの保護・育成に関する条例 第6条第3項		
例規番号	昭和47年条例第22号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条の規定による。</p> <p>(保存樹木等の指定)</p> <p>第6条 市長は、規則で定める基準に該当する樹木又はその集団のうち良好な自然環境の確保又は美観、風致を維持するために必要があると認めるときは、その所有者等の同意を得て、保存樹木、保存樹林又は保存生垣(以下「保存樹木等」という。)として指定することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、保存樹木等の所有者等は、保存樹木等の指定を市長に申請することができる。</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、現地の調査確認を行い、その適否を決定しなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 199

担当部署: まちづくり部 土木公園課

処分の概要	指定解除の承認		
例規名 根拠条項	東大和市みどりの保護・育成に関する条例 第12条第3項		
例規番号	昭和47年条例第22号		
<p>【基準】</p> <p>第12条の規定による。</p> <p>(指定の解除)</p> <p>第12条 市長は、緑地保護地区又は保存樹木等について、滅失、枯死等により指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその指定を解除しなければならない。</p> <p>2 市長は、公益上その他特別の理由があるときは、緑地保護地区及び保存樹木等の指定を解除することができる。</p> <p>3 所有者等は、市長に対し、緑地保護地区及び保存樹木等について、前項の規定による指定の解除をなすべき旨を申請することができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日